

人権課題への 理解を深めるために

(令和8年2月版)

わが国においては、現在も多くの人権課題が存在しています。
誰もが尊重され、安心して暮らすことができる地域社会づくりのために、
民児協として、そして一人ひとりの民生委員・児童委員が
人権課題についての理解を深めていきましょう。



掲載内容

特集

ハラスメントを防ぐために
民生委員・児童委員一人ひとりができること

民生委員活動とハラスメント

株式会社 フェリアン 所長 桑田 道子 2

[資料編] 令和7年度法務省人権擁護局

「啓発活動強調事項」18項目 6

人権課題に関する相談先 8

令和8(2026)年2月

全国民生委員児童委員連合会

ハラスメントを防ぐために 民生委員・児童委員一人ひとりが できること

ハラスメントは他者の尊厳を傷つける「人権意識の欠如」の表れであり、日ごろから自らの行動や言動に注意を払わなければなりません。

どのような言動がハラスメントに該当するのかを正しく理解することは、地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員（以下、民生委員）にとって、相談者への無自覚な加害（二次被害）を防ぎ、自らの活動を守るとともに、周囲とのより深い信頼関係を築くために必要です。

そこで本特集では、株式会社フェリアン所長の桑田道子氏にハラスメントに関する基礎知識とともにハラスメントをしない、させないための対応策について解説いただきます。



株式会社 フェリアン
所長 桑田 道子

民生委員活動とハラスメント

1 ハラスメントとは

ハラスメントは特別に悪意のある人が起こすもの—そのような印象はないでしょうか。実は「良かれと思って」「あなたのために」「昔は普通だった」という言葉のなかにもハラスメントは潜んでいます。

「ハラスメント（harassment）」は、英語の「嫌がらせ」「困らせる」を意味する言葉です。相手に精神的・肉体的な苦痛を与える行為全般をさし、立場や関係性の差を背景に、相手の尊厳を傷つけたり、不快感や不利益を与える言動です。パワーハラスメント（権力的なハラスメント）、セクシュアルハラスメント（性的なハラスメント）、マタニティハラスメント（妊娠出産に関するハラスメント）、カスタマーハラスメント（顧客によるハラスメント）、アルコールハラスメントなど多様な種類があり、皆さんも耳にすることが増えたことでしょう。パワハラ、セクハラ、マタハラ、ハラハラ…、「なんでもかんでもハラスメントって言い過ぎだ、『ハラスメントハラスメント（ハラハラ）』だ！」などの言葉を聞いたこともあります。ただ、ハラスメントは暴力や露骨な言葉だけでなく、からかい、無視、過度な叱責、私的な質問、繰り返される冗談など、日常的なかの小さな行為も含まれます。それゆえ、職場や

学校、地域などあらゆる場で起こりうる身近な問題であり、気づかないまま続くことも少なくありません。いずれも相手との距離感や尊厳を損なうコミュニケーションであり、行う側の意図がどうあれ、受け取る側がどう感じ、どのような影響が生じたかという点が重要です。

2 民生委員の活動におけるハラスメントリスク

皆さんが委員活動において接する要支援者（見守り・訪問対象者）との関係は、構造上、ハラスメントが生じやすいリスクが考えられます。①家庭に入り込み、②問題を抱えている立場の人を支援し、③個人で行動する機会が多い、という特殊な活動特性から、ハラスメントが「起こりやすい環境」にあるだけでなく、意図せず加害・被害のどちらにもなりうるものです。そのため、距離感・言葉選び・客観的に情報や状況を共有できる記録、ひとりで抱え込まない相談体制が非常に重要です。

たとえばどのようなリスクがあるでしょうか。

1 家庭という“プライベート空間”に踏み込む特殊性

相手の生活空間・個人的事情に深く関わる立場であるため、民生委員の「様子を知りたい」「力になりたい」という思いが、訪問先に「干渉」「監視」「詮索された」「踏み込まれている」「指導されている」

と感じさせてしまうことがあります。他の誰にも話していないことを民生委員にだけ話されるような信頼関係が支援につながることもあり、関係性が密になることは決してマイナスではありません。しかし、その近い関係が依存や甘えを引き起こし、訪問先から不適切な要求や暴言を受けかねないことも念頭に、距離感のバランスが重要です。

2 支援と指導の境界線があいまいになりやすい

地域のおよき相談相手として信頼され、活躍されるなかで、「助けたい」「地域のため」という善意から、ご本人の希望よりも「あるべき姿」に近づくよう、強めの助言をしたくなることがあるかもしれません。しかし、そのことが、「責められた、否定された」と圧力や説教のように受け取られてしまう可能性があります。どこまで、どのように伝えるのが良いか、悩まれたことがある方も少なくないのではないのでしょうか。「支援」を受けているはずが「指導」されていると受け取られないよう注意して関わるのが大切です。

3 プライバシー情報を多く扱う

高齢者・障がいのある方・子ども・生活困窮者など、取り扱いに注意と配慮が必要な個人情報を聞く機会が多くあります。守秘義務を守ることは当然ですが、了解を得ずに安易な情報共有（家族・近隣住民・他の委員）をしていると誤解され、ハラスメントのきっかけとなるおそれがあります。

4 支援対象者の情緒が不安定な場面にも多く遭遇する

孤立・困窮・家族問題などで精神的に追いつめられて、慢性的な情緒の不安定さや、精神疾患を原因とした感情的な攻撃や不当な要求を受けやすいリスクもあります。要支援者の怒りや不満のはけ口になってしまうようなことも珍しくないでしょう。

5 委員間でもハラスメントが起きやすい構造がある

何度も再任を重ね、20年30年と長きにわたり地域福祉に貢献されていることは本当に尊く、素晴らしいことです。地域住民のひとりとして私も、長く民生委員を務めてくださることに感謝しています。

その一方で、本来フラットな関係である委員同士の間で、ベテランと新人との間に力関係の差が生まれてしまうこともあります。「昔からこうやってるから（他のことを勝手にするな）」「これぐらいはできてもらわないと困る」と、地域の慣習や暗黙のルールによる圧力があつたり、会議の場での一方的な叱責や指示、活動業務の押しつけや新任委員の孤立化といった問題も生じてしまうことがあります。地域のために、支援が必要な方のために、といった気持ちで受嘱された方が「委員間での人間関係がつかなく辞めたい」となってしまうような残念なことは避けたいものです。

6 ひとりで行動することが多く、外部チェックが働きにくい

個人のやり方になりがちで、言動やコミュニケーションの偏りに気づきにくく、意図せず加害側になってしまうこともあります。また、委員活動中のトラブルで被害を受けても相談する相手がない、もしくは相談しにくいなど、事態が悪化するリスクもあるでしょう。

委員活動には、善意で行動していても、誤解や行き違いによってハラスメントが起きやすい構造があることをふまえ、どうすれば加害にも被害にもならず、委員自身を守りながら、要支援者に寄り添った支援ができるのか、そのポイントをご一緒に考えましょう。

3 ハラスメントの背景

ハラスメントは、悪意だけで起こるとは限りません。むしろ多くは「無自覚」です。そして、民生委員活動におけるハラスメントの背景には以下の3つの心理的メカニズムが挙げられます。

1 役割の力関係（パワーバランス）

委員は「地域の相談相手」であり、相手から“上の立場”に見られやすいものです。この力関係の差があると、同じ言葉でも強く響きます。

例 「(お金の管理は～、通院は～、子どもへの連絡は～など) 自分でもっとちゃんとやらないと、困るのは〇〇さんですよ」

→「叱責された」「非難された」と受け取られる。

2 善意の押しつけ（援助者バイアス）

支援者は「助けたい」という気持ちが強いほど、「こうすべきだ」と考えてしまう傾向があります。支援が必要な状況を改善し、正そうと、助言したくなります。

「あと20分早く起きて子どもの朝ごはん作ってあげたらいいのに。親が怠けているから子どももこんな状況なんじゃないの」と、支援者の思う「ちゃんとした」「あるべき姿」に頑張らせようとします。そうすれば、この家庭の問題も解決に近づくとも考えています。その問題解決思考は間違いではないかもしれないけれど、要支援者が「〇〇さんに言われたようにやってみよう！」と思えるのは支援者と被支援者との信頼関係ができてこそ、です。要支援者の価値観や事情に合っていないと、「責められた」「勝手に決められた」「見下された」という感情を生むことがあります。

3 相手の心理的余裕のなさ

困っている人ほど、緊張・不安・疲労感が強く、言葉をネガティブに受け取りやすい状態にあります。「また連絡しますね」と言うただけでも、「早くしてくれない（私なんかには構ってられないと思っているに違いない。いい加減に扱われている）」と怒りに変わることもあります。

4 ハラスメント予防

ハラスメントが生じる背景には先述のとおり構造的な問題や心理的メカニズムが深く関わっているため、折にふれ、自分の視点や言動を振り返る機会や工夫が不可欠です。自分の偏りに気づくためにも（アンコンシャスバイアス）、迷いや不安を抱いたままの活動とならないためにも、委員同士で心理的安全性が守られたなかで話し合えることはハラスメント予防に役立ちます。地区の学習会でチェックリストの各項目について話し合ったり、研修を開催するなど、安心して活動できる体制づくりに有益です。

1 チェックしてみましょう！

ハラスメントを生じやすくする要素を大きく5つに分けたチェックリスト*を作成しました。日々の活動のなかでハラスメントにつながる言動がないか

振り返ってみましょう。

*5ページ「ハラスメントチェックリスト」参照

2 相手の尊厳を守るコミュニケーション

支援の現場において、支援対象者の尊厳は最も大切にされるべきもののひとつであり、尊厳を守る行為とハラスメント行為は対極にあります。尊厳は、能力の有無や置かれた状況にかかわらず「ひとりの人として大切に扱われる権利」であり、委員の姿勢や言葉の選び方によって、守られることも傷つけられることもあります。

支援をする側、される側という立場の違いは自覚しつつも、人として対等であり、善意からであったとしても、指示的な言い方や決めつけ、押しつけにならないよう注意が必要です。支援者が支援を受ける側を「評価」していると感じさせてしまうと、支援対象者の攻撃性や防衛感情を引き出してしまいかねません。信頼関係を築くための工夫として、以下のようなポイントも参考になるでしょう。

例 信頼関係を築くための工夫

命令形・否定形を避け、肯定的な表現を心がける

NG 「こうしなさい」
「これはいけません」
「間違っています」「無理です」

OK 「こうしたほうがわかりやすいかもしれませんね」
「参考までにお伝えしますね」

比較しない、決めつけない

NG 「普通は皆さんこうしてますよ（だからやってください）」
「もっと苦労している人はたくさんいるんだから（あなたも頑張りなさい）」

相手の立場や感情を尊重し、具体的な改善案を提案する場合は押しつけずに選択肢として提示する

「こうしてみるのはどうでしょうか？」
「～さんはどう思いますか？ 感じますか？」
「～さんのやり方も大切にしたいです」
「一緒に考えていきましょう」

支援者自身が、自分の言動が相手にどのような影響を与えるかに気を配りながらコミュニケーションをとることで、ハラスメントを減らせます。また、支援対象者が、自ら考え、選び、決定する機会を尊

重し、本人の主体性を守ることにつながります。ときに支援の効率が浮かぶこともあるかもしれませんが、ご本人の気持ちや権利を優先し、大切にする判断を忘れずにいたいものです。



ハラスメントチェックリスト

	よくある	時々ある	ない
1. コミュニケーション・伝え方			
① 自分の価値観を基準にしてアドバイスしてしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 相手の状況を確認せずに「こうすべき」と言ってしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 忙しいとき、言葉が少し強くなる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 励ましのつもりが比較や否定に聞こえると言われたことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 相手の話をさえぎってしまうことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. プライバシー・情報の扱い			
① 質問の必要性を説明せずに、踏み込んだ問いかけをしてしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 支援対象者の同意を明確に取らずに情報を同僚や地域の人に話してしまことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 相談を受けた内容の記録を確認せず、あいまいな記憶で判断してしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 支援と指導の境目			
① 「普通はこうするもの」と相手に基準を押しつけてしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 助けたい思いが強くと、強めにアドバイスしてしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 相手の選択を尊重する前に、「正しい方向」を示そうとする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 相手が望んでいない支援を用意してしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ どうして伝わらないんだろう?と思う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 相手の感情への配慮			
① 相手が疲れている、焦っている時の反応の変化に気づきにくい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 相手のペースよりも、こちらの段取りを優先してしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 相手の不安やストレスに対して早く結論を出そうとしてしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 自分を守る行動			
① どのように対応すればよいか不安があっても、ひとりでなんとかしようとしてしまう	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 無理な要求を断るのが苦手である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ トラブルが起きてても相談するまでに時間がかかる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 自分の時間をすべて委員活動に費やしているような気がする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

このチェックリストは、「できていない点を探す」ためのものではなく、「どんな場面で誤解や行き違い、ハラスメントが生じやすいか」を知り、より安全で、信頼関係を築くコミュニケーションを選んでいくためのものです。

令和7年度法務省人権擁護局「啓発活動強調事項」18項目

法務省の人権擁護機関では、毎年その年度の「啓発活動重点目標」を定めるとともに、具体的な課題として、「啓発活動強調事項」を掲げ、人権啓発活動を実施しています。

1 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪・性暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が依然として発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

2 子どもの人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などの子どもをめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。子どもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

3 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が、雇用の場面や職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行うほか、障害のある人を排除しようとする優生思想及び障害のある人に対する偏見や差別の根絶を目指し、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」に関する取組を推進することにより、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

5 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的な書き込みや特定の地域を同和地区として指摘す

る書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

7 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチと呼ばれ社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

9 | ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれてきた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

10 | 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人及びその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周囲の人々の理解と協力が重要です。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

11 | 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者及びその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者及びその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

12 | インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長したりするような情報を発信又は拡散するといった悪質な事案が多数発生しています。このような情報の発信又は拡散は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであり、決してあってはなりません。

責任ある情報発信を行うためには、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

13 | 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

14 | ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により、ホームレスの自立の支援等に関しては、ホームレスの人権に配慮することが定められています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

15 | 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別のない共生社会を実現することが必要です。

16 | 人身取引をなくそう

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

17 | 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

また、災害対応時においては、男女共同参画の視点を持つことも必要です。

18 | ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報(遺伝情報)に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。ゲノム情報(遺伝情報)に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。



人権課題に関する相談先

人権に関する相談は、法務省の人権相談窓口で対応しています。

法務局の職員、人権擁護委員が相談に応じ、
必要に応じて事実関係を調査し、必要な対応を行います。

人権についての相談はなんでも

ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん

みんなの人権110番 **0570-003-110**

発信後自動音声ガイダンスに従い、
ご相談を希望する人権問題の内容に
応じ、番号を押してください。
最寄りの法務局・地方法務局に
つながります。

女性の人権に関する相談	→ 1番
高齢者の人権に関する相談	→ 2番
障害者の人権に関する相談	→ 3番
その他の人権問題に関する相談	→ 4番

受付時間 | 平日午前8時30分から午後5時15分まで

一部のIP電話等からは利用できない場合があります。

子どもに関する相談はこちら

こどもの人権110番 **0120-007-110**

受付時間 | 平日午前8時30分から午後5時15分まで
(全国共通・通話料無料)

インターネットによる相談窓口受付窓口はこちら

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。

URL: <https://www.jinken.go.jp/>

パソコン、スマートフォン、携帯電話からご利用になれます。
相談フォームにメールアドレス、氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、
最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答されます。



人権課題への
理解を深めるために
(令和8年2月版)

全国民生委員児童委員連合会

●事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 全国社会福祉協議会 民生部内
TEL.03-3581-6747 FAX.03-3581-6748